

平成 17 年 6 月 20 日

三春町長 鈴木 義孝 様

三春病院対策委員会
委員長 武田 英 男

三春病院の機能存続について（中間答申）

当委員会は平成 17 年 4 月 28 日に貴職から、福島県行財政改革推進本部が決定した県立病院改革基本方針により廃止するとされた、三春病院の医療機能の確保を図るため、町の対応策について諮問を受けました。

委員会として三春病院の現地調査を含め 3 回の会議を開催し、鋭意審議を進め下記のような対処方針案をとりまとめましたので答申いたします。

記

1 基本的な考え方

福島県は、県立病院改革審議会の答申を受けて、「行財政改革推進本部（本部長：知事）」として「三春病院を廃止する」という方針を決定したが、この方針が実行される場合には、病院が立地し利用者の 7 割が居住する自治体として、地域医療の確保を図るためこれを受け入れるものとする。

2 対処方針案

- (1) 平成 16 年 12 月 2 日、三春町各地区代表区長及び地区まちづくり協会長から町及び議会に提出され同月 22 日、町議会で採択された「三春病院存続についての要望」を重く受け止め、福島県が基本方針通り三春病院を廃止する場合は、町が移譲を受けるものとする。
- (2) 県から町への病院移譲時及び移譲後に、町の財政負担が伴わないよう、設置者である県に十分な支援を求めること。
- (3) 病院の経営には、民間のノウハウが活かせる公設民営方式を採用し、独立採算を原則とした運営を行うものとする。
- (4) 以上のことから、病院施設及び土地は無償で譲渡を受けるものとする。ただし、職員は公設民営方式導入の障害になりかねないので、引き受けないものとする。
- (5) 病院施設は昭和 50 年 3 月の建築から 30 年が経過し、老朽化が進行しているので、耐震度の調査と対策及び敷地内の医療廃棄物の所在確認と処理、整備計画の策定並びにこれに基づく大規模改修費用については県に負担を求めること。
- (6) 新しい病院は、住民に最も密着した町が開設する利点を最大限に発揮して、少子高齢化や疾病構造の変化に対応し、保健・医療・福祉サービスを一体的、計画的に提供することによって、住民が安心して暮らせるまちづくりが推進できるような構想をもとに計画すること。
- (7) 病院の運営や診療科目の検討にあたっては、利用圏のニーズを把握するとともに、町内医療機関との連携を図るなど、将来展望が開ける構想をまとめること。